

## ★内部統制のPDCAサイクルのギモンにお答えします！

現在、内部統制に関する意識等を把握することを目的として、内部統制員の方を対象にアンケートを実施しており、このアンケートでは、「内部統制のPDCAサイクル」についての設問があります。

内部統制のPDCAサイクルは、内部統制の概念等を理解する上で最も重要な部分ですので、今回はこの設問を通して、第10号に引き続き監察部職員と内部統制員の会話形式で、皆様に改めて説明したいと思います。内部統制員の方ももちろん、それ以外の方も是非ご覧ください！！

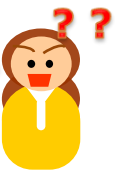
ねえ、ちょっとちょっと！ 内部統制のPDCAサイクルのことで教えてほしいんですけど。アンケートで「内部統制のPDCAサイクルが機能していると思いますか？」って質問があるんですけど、「P」のリスク把握・評価をこの前初めてやったばかりなんだから、ほとんどの人が「そう思わない」になるんじゃない？



いいえ、そうじゃないんです。既に行われている多くの取組みも内部統制の一部と言えます。例えば、個人情報情報の漏えいや現金の紛失といったリスクに対しては以前から防止のための一定の対策があり、業務の中で行っていますよね。



そんな一般的なリスクなら、把握し、対応できてるかもしれないけど、所管事務の全てのリスクを漏れなく把握できてる人ってなかなかいないと思うわ。だから、やっぱり「どちらといえばそう思わない」か「そう思わない」になるんじゃない？



確かにリスクを全て網羅的に把握するのは難しいですよ。ですので、リスクはあくまでも「事前に予想し得るもの」に限定しています。つまり、通常予想可能なレベルのリスクは把握していますかという意味なんです。



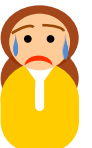
そういうことなのね。それなら、私はこれまでも報道発表や監査結果なんかを参考に、自分が所管する事務のリスクを意識してきたから、少なくともリスク把握はできてることになるわね。



素晴らしいですね。そこまでされているのなら、リスク把握はばっちりですね。



でも、リスクって分かっているけど、忙しかったりして対応がつつい後回しになってしまうものもあるわ……。



そのために発生頻度や影響度による「リスク評価」をして、対応する優先順位をつけるんです。



じゃあ、きちんと評価して、優先順位の高いものから対応していけば良いってわけね。



そういうことです。



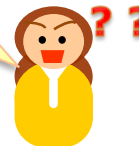
PDCAの「P」は分かったけど、「D」の対応策の整備ってどうするの？既にリスク対応策としてやっていることも結構あると思うけど、何か別のことを新たにすることが必要なの？



リスク対応策は、マニュアルや手順書等によって、いつ、誰が、どのように業務を適正に実施するのか関係職員間で明確になっている必要があります。もちろん、既存のものもあると思いますので、足りない部分があれば、そこを補ってあげれば良いと考えてます。



それを聞いてちょっと安心したわ。じゃあ、次は「C」の対応策の有効性の自己点検ね。これって、どんな点検なの？日頃の決裁でしっかりチェックできてたらそれで十分だと思うんだけど！！



PDCAサイクルの「C」は決裁のような日々のチェックとは違うんですよ。日々のチェックの状況を含め、リスク対応策がリスクに対し、有効に機能しているかどうかを定期的に点検することなんです。



なるほど。じゃあ、日々のチェック結果だけでなく、リスクの発生状況も合わせて確認し、対応策が有効でないなら、PDCAの「A」で改善するってわけね。



おっしゃるとおりです。



だいぶ内部統制のことが分かってきたけど、ルールどおりチェックしていても見落としがあったりしてリスクが発生してしまう場合もあると思うわ。それって内部統制が機能しているかどうかと関係あるのかしら？



確かにそうですね。内部統制はリスクを低減するためのプロセスですが、このプロセスが適切に整備・運用されていても、今おっしゃったような事情でリスクが発生してしまう場合はあります。



なるほど。じゃあ、不適正な事務処理なんかのリスクが発生したら、まずその原因が内部統制のPDCAサイクル上の問題なのかどうか考える必要があるわね。



さすがですね。リスクの発生原因を明確にし、リスクの特定と関連する業務プロセス上に不備があればしっかり改善することが再発防止には必要不可欠ですので、よろしくお願いします！！



## ★新企画★今日はなんの日？～記念日にまつわるリスク情報をお届けします～

来月（11月）の1日は、『計量記念日』です。計量法の施行日（H5.11.1）が由来ですが、なんと電気記念日（3.25）、発明記念日（4.18）、貿易記念日（6.28）とともに、経産省4大記念日とされているそうです。

ところで、計量法第72条により検定の有効期間を定めることが適当とされている特定計量器（電気メーターや水道メーター等）は、同法第16条において、有効期間を経過した場合、取引又は証明における計量に使用してはならないと定められています。（参考：[経済産業省HP「特定計量器を利用する場合」](#)）

特定計量器だけでなく、車の検査や運転免許証等、法律により、定期的な点検、更新等が義務付けられているものがたくさんあると思います。「当然大丈夫！」と想着いても、異動の際の不十分な引継ぎ等により、将来的に漏れてしまう可能性もありますので、内部統制のPDCAサイクルをしっかり回すようにしてください！！

